

「子ども・子育て支援金」について

○ 「子ども・子育て支援金」の徴収について

令和8年4月分保険料(R8.6.1納付分、任意継続被保険者については、R8.4.10納付期限分)から新たに徴収することになります。

納入告知書に新たに、「子ども・子育て支援金」の項目が追加されます。

法律上は保険料として規定されていますが、健康保険組合が加入者のために行う保険給付や保険事業に充てることはできず、国の代りに徴収し、納付するだけの徴収代行といった位置付けになります。

○ 「子ども・子育て支援金」の使途について

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するために充てられます。例としまして、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付の引上げ、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置などがあります。

○ 負担額について

子ども・子育て支援納付金の目安は、令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円とされています。こども家庭庁から令和8年度の保険料率は $2.3/1000$ と示されました。標準報酬月額300千円の方で690円、440千円の方で1,012円の負担となり、事業主と被保険者で折半負担することとなります（任意継続被保険者の方は全額負担）。